

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

電話

〔定価〕第一冊月三〇円(送料を含む。)

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日をとる  
たの翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次  
◇規則 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 規則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十一年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十七号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
職員の退職手当の支給に関する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(昭和二十二年法律第二十七号)第三十九条第五項」を「(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十三条第一項」に改める。  
第四条各号列記以外の部分中「、条例第十五条第一項に規定する」を削る。  
第五条第三項中「休日給」を「休日勤務手当」に改める。

第六条第一項中「その者が退職に際し支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(一)に満たない端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。」に等しい失業の日数(以下「待期日数」という。)(二)を「失業保険法第二十二条に規定する期間及び条例第十五条第五項に規定する待期日数に等しい失業の日数」に改め、同条同項に後段として次のように加える。

この場合において、技能習得手当に相当する退職手当、寄宿手当に相当する退職手当及び就職支度金に相当する退職手当は、同法同条に規定する期間が経過した後において支給する。  
第九条を次のように改める。

(失業者の退職手当の支給期日)

第九条 失業者の退職手当は、毎月一日及び十六日又は任命権者が指定する日(以下「支給基準日」という。)(一)のそれぞれその前日までの分を知事が指定する日に支給する。

2 失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)(二)が管轄公共職業安定所に出頭するために要する費用の額が、その者に支給されるべき失業者の退職手当の日額の四倍以上の額に相当する場合においては、前項の支給期日は月一回とし、知事が指定する日とすることができる。

3 特別の事情により前二項の支給期日に支給を受けることができなかった場合においては、支給期日を繰り延べて支給することができる。  
第十条第一項中「失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)(一)を「受給資格者」に改め、同条第二項中「以下「調書」という。」を「以下「受給資格調書」という。」に改め、同条

第三項中「調書」を「受給資格調書」に改める。

第十一条第四項中「第十二条」を「第十二条の二」に、「第九条に規定する支給日毎に」を「支給基準日ごと」に、「受給資格者証及び失業者の退職手当支給願(第十一号様式。以下「支給願」という。)を」「失業者の退職手当支給願(第十一号様式。以下「支給願」という。)に受給資格者証を添えて」に改め、同条第六項中「当該支給日」を「当該支給基準日」に、「支給日」を「支給基準日」に改める。

第十二条を次のように改める。

(公共職業訓練等を受ける場合における給付日数等の延長)

第十二条 受給資格者は、公共職業安定所の指示により失業保険法第二十五条に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、すみやかに、失業者の退職手当の受給期間及び給付日数の延長認定願(第十二号様式。以下「受給期間等延長認定願」という。)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者は、受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格者証を添えないことができる。

2 任命権者は、受給期間等延長認定願の提出を受けたときは、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。

3 受給資格者は、受給期間等延長認定願の記載事項に変更があつたときは、すみやかに、その旨を記載した受給期間等延長認定願に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 任命権者は、前項の受給期間等延長認定願の提出を受けたときは、受

給資格者証及び支給台帳に必要な改定をしたらうえ、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第十二条の二 受給資格者は、条例第十五条第六項並びに第七項第一号及び第二号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、第十一条第四項の規定により提出する支給願に、受給資格者証のほか、公共職業訓練等受講証明書(第十三号様式)を添えなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(傷病給付金に相当する退職手当の支給手続)

第十三条の二 受給資格者は、条例第十五条第七項第三号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、傷病給付金に相当する退職手当支給申請書(第十四号の二様式)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十二条第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 任命権者は、前項の支給申請書の提出を受けたときは、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記入したらうえ、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。

第十四条を次のように改める。

(就職支度金に相当する退職手当の支給手続)

第十四条 受給資格者は、条例第十五条第七項第四号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、就職支度金に相当する退職手当支給申請書(第十五号様式)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十二条第一項ただし書の規定は、この場合について準

用する。

2 前項の支給申請書の提出は、就職するに至つた日から一箇月以内に行ななければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第十四条の次に次の一条を加える。

(移転費に相当する退職手当の支給手続)

第十四条の二 受給資格者は、条例第十五条第七項第五号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、移転費に相当する退職手当支給申請書(第十五号の二様式)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。この場合において、家族を随伴するときは、その家族がその者の収入によつて生計を維持されている者であることを証する書類を添えなければならない。

2 第十二条第一項ただし書の規定は、前項前段の場合に準用する。

3 第一項の支給申請書の提出は、移転の日から起算して一箇月を経過する日までに行ななければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第一号様式中

送金希望先

を

希望支払方法

直払/送金

に改める。

第四号様式中

600

100

を

6,000

100

に改める。

第六号様式の備考を次のように改める。

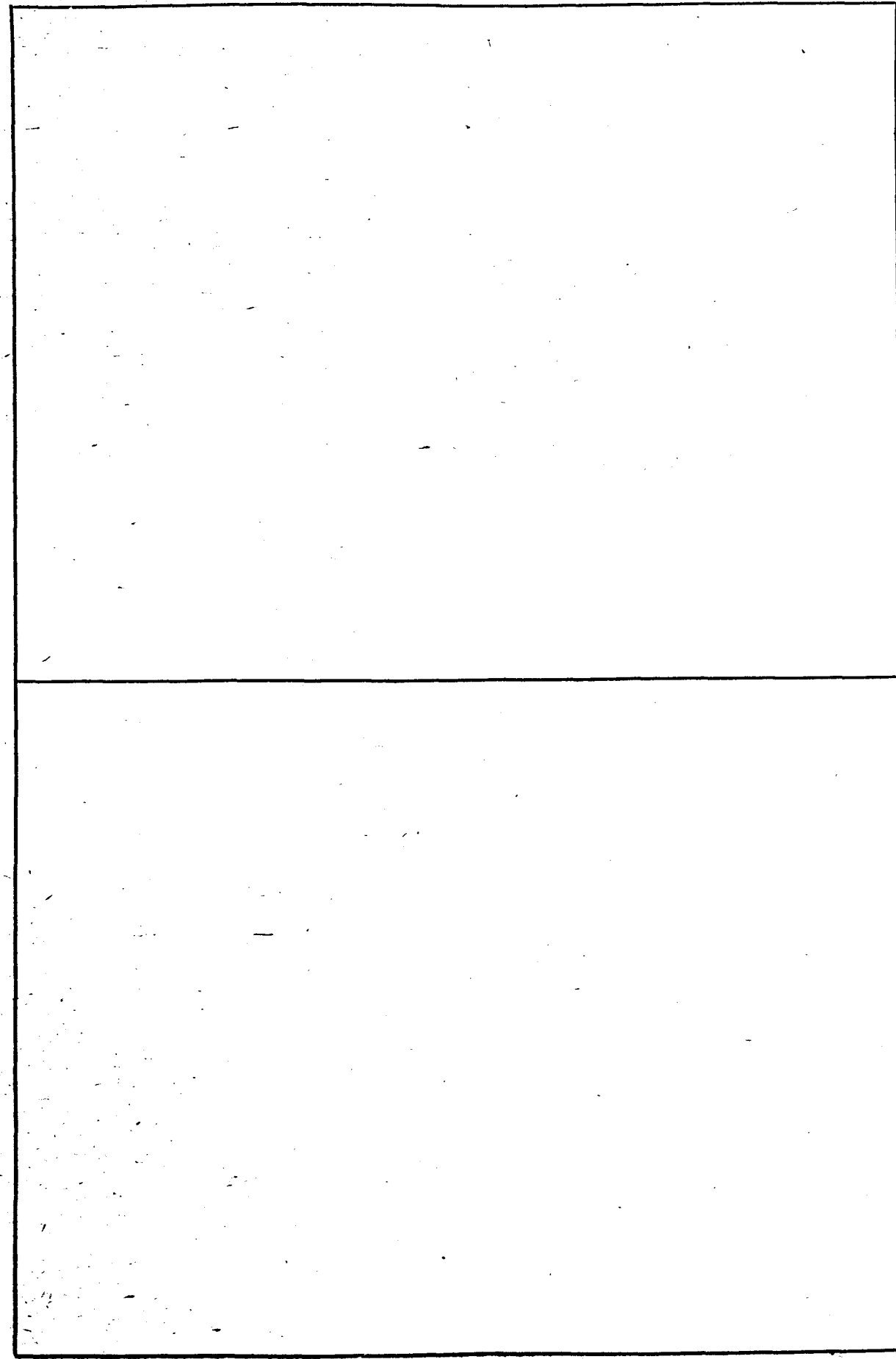
備考

- 1 受給資格者は、退職の際、この交付願を所属長を経て、任命権者に提出すること。
- 2 受給資格者は、職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定に基づき失業保険法第20条の2第1項第2号の規定を適用した場合に通算されることとなる動続期間を有するときは、この交付願に当該動続期間に係る受給資格者証又は受給資格調書に準じた書類を添えて任命権者に提出すること。ただし、当該動続期間のうち、6月未満のものにあつては、この限りでない。

の退職手当受給資格に関する調書

提出年月日	年	月	日
所属長職氏名	印		
性別	生年月日 及び年齢	年	月
元勤務箇所		日	才
月	日	退職理由	
年	月		
月	日		
円	賞金日額	円	銭
月	月	月	月
円	円	円	円
			計
			円
生年月日	氏名	性別	生年月日
年 月 日	4 子	男・女	年 月 日
年 月 日	5 子	男・女	年 月 日
年 月 日	6 子	男・女	年 月 日
者の退職手当受給資格			
月 日	調書提出区分	出頭	郵送

第七号様式を次のように改める。



第七号様式

失業者の退職手当受給資格に関する調査書

任命権者		提出年月日		年 月 日			
殿		所属長職氏名		国			
下記のとおり取り調べたので報告する。							
氏名			性別	生年月日及び年齢			
現住所							
元職名			元勤務箇所				
退職年月日	年 月 日		退職理由				
勤続期間	年 月						
交付願提出年月日	年 月 日						
給与総額	円		賃金日額	円 銭			
給与総額の 内訳	種類	月	月	月	月	月	計
	給料	円	円	円	円	円	円
	扶養手当						
	通勤手当						
	暫定手当						
	特殊勤務手当						
	時間外勤務手当						
	休日勤務手当						
	夜間勤務手当						
	宿日直手当						
	期末手当						
	勤勉手当						
	寒冷地手当						
計							
扶養 家族	氏名	性別	生年月日	氏名	性別	生年月日	
	1 配偶者	男・女	年 月 日	4 子	男・女	年 月 日	
	2 子	男・女	年 月 日	5 子	男・女	年 月 日	
	3 子	男・女	年 月 日	6 子	男・女	年 月 日	
※ 失業者の退職手当受給資格							
調査受理年月日	年 月 日		調査提出区分	出頭	郵送		
受給資格は下記のとおりとなるので受給資格者証を(交付して)(交付しないで)よいか							
決 裁 者	合		議		主 査		
基準日数	( 年 月 )	日 (A)	手当金額	F × A - B 円			
退職手当		円 (B)	受給資格	有 無			
給与総額		円 (C)	待期日数	B / F 日 (G)			
賃金日額	C / 180	円	給付日数	A - G 日			
失業保険金	等級	円 (D)	資格満了日	年 月 日			
扶養加算額	人	円 (E)	交付年月日	年 月 日			
手当日額	D + E	円 (F)	受給資格者証番号				

備考

- 1 所属長は、失業者の退職手当受給資格者証交付願を受理したときは、これにこの調査書を添えて直ちに任命権者に提出すること。この場合※印の欄には記載しないこと。
- 2 退職理由欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
- 3 勤続期間欄には、職員の退職手当に関する条例第9条の規定により計算した勤続期間を記載すること。
- 4 交付願の提出年月日欄には、受給資格者が交付願に記載した提出年月日を記載すること。
- 5 給与総額の内訳欄には、退職した月前における最後の6月(月の末日で退職した場合その月及び前5月)に支払った給与の額をその種類ごとに各月別に記載すること。

第七号様式を次のように改める。

第八号様式(表面)

第八号様式(表面)を次のように改める。

失業者の退職手当受給資格者証										
番号				交付年月日		年	月	日		
氏名				性別	生年月日 及び年齢	年	月	日	満	才
現住所										
元職名				(給 与 総 額 の 内 訳)	1 給料				円	
元勤務箇所					2 扶養手当				円	
退職年月日	年	月	日		3 通勤手当				円	
勤続期間	年		月		4 暫定手当				円	
基準日数	日(A)				5 特殊務動手当				円	
退職手当	円(B)				6 時間外勤務手当				円	
給与総額	円(C)				7 休日勤務手当				円	
賞金日額	$\frac{C}{180}$	円			8 夜間勤務手当				円	
失業保険金	等級	円(D)			9 宿日直手当				円	
扶養加算額	人	円(E)			10 期末手当				円	
手当日額	D + E		円(F)		11 勤勉手当				円	
待期日数	$\frac{B}{F}$	日(G)			12 寒冷地手当				円	
給付日数	A - G		日		13				円	
支給基準日	毎月1日及び16日			求職申込年月日	年	月	日			
				待期日数満了日	年	月	日			
				支給開始日	年	月	日			
				受給資格満了日	年	月	日			
公共職業訓練等	受講開始	年	月	日	技能習得手当	日額	年	円	月	日支給開始
	受講終了予定	年	月	日	寄宿手当	月額	年	円	月	日支給開始
任命権者										印

注 意 事 項

- この証の交付を受けた際記載事項について誤りがあるときは、すみやかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- この証の交付を受けた後すみやかに管轄公共職業安定所に出頭し、この証を提示して求職の申込みをすること。
- 退職手当の支給を受けた者は、待期日数の経過後すみやかに、この証及び待期日数の間における失業の認定額(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの)を任命権者に提出し、待期日数の間における失業の認定を受けなければならないこと。
- 失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、支給期ごとにこの証及び失業者の退職手当支給願(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの)を任命権者に提出しなければならないこと。
- 支給基準日が休日又は日曜日にあたるときは、その前日を支給基準日とすること。
- 支給基準日にこの証及び失業者の退職手当支給額を提出しないときは、失業者の退職手当の支給を受けることができなくなることもあること。
- 詐欺、その他不正の行為によって失業者の退職手当の支給を受け又は受けようとした者は、失業者の退職手当の支給を受けることができなくなるほか、処罰されることがあること。
- 氏名又は現住所を変更したときは、その後最初の支給基準日までに届け出なければならないこと。
- この証を滅失又はき損したときは、すみやかに申し出て再交付を受けなければならないこと。

第九号様式

第九号様式を次のように改める。

受給資格者番号	交付年月日		年	月	日								
氏名	性別	生年月日 及び年齢	年	月	日								
現住所													
元職名	(給 与 総 額 の 内 訳)	1 給料	円										
元勤務箇所		2 扶養手当	円										
退職年月日		3 通勤手当	円										
勤続期間		4 暫定手当	円										
基準日数		5 特殊勤務手当	円										
退職手当		6 時間外勤務手当	円										
給与総額		7 休日勤務手当	円										
賞金日額		8 夜間勤務手当	円										
失業保険金		9 宿日直手当	円										
扶養加算額		10 期末手当	円										
手当日額		11 勤勉手当	円										
待期日数		12 寒冷地手当	円										
		13	円										
失業保険金等級	等級	円(D)											
扶養加算額	人	円(E)											
手当日額	D+E	円(F)											
待期日数	$\frac{B}{F}$	日(G)											
給付日数	A-G	日											
支給基準日	毎月1日及び16日												
公共職業訓練等	受講開始	年 月 日	技能習得手当	日額	円								
	受講終了予定	年 月 日	寄宿手当	月額	円								
				年 月 日支給開始									
				年 月 日支給開始									
処 理 経 過													
区分	支回数	提出年月日	提出区分	受理年月日	支給年月日	期間	就職日数	失業認定日数	給付残数	支給額	取者	扱印	摘要
認定願						からまで							
支						からまで							
						からまで							
	以下同じ												
給													
願													

支給日数	日	手当日額	円	手当金額	円
------	---	------	---	------	---

を

失業保険金	手当日額	円	支給金額	円
技能習得手当	手当日額	円	支給金額	円
寄宿手当	手当日額	円	支給金額	円

に改め、同様式の備考中

当該支給期日の直前の支給期日から当該支給期日

当該支給基準日の直前の支給基準日から当該支給基準日

に改める。

第十一号様式の表中

台帳番号

を

支給資格者証番号

に

支給期日

を

支給基準日

に

第十号様式中

台帳番号

を

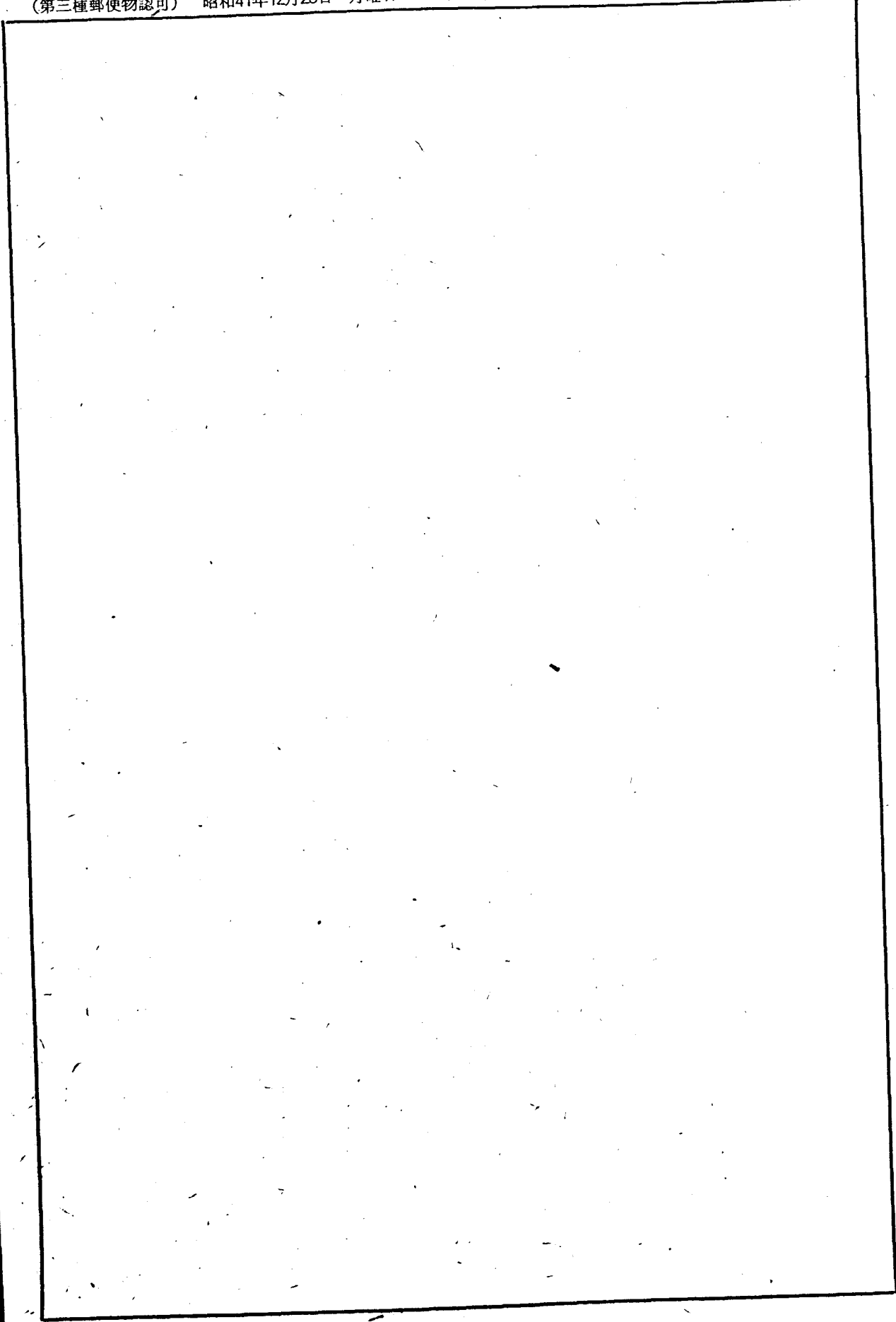
支給資格者証番号

に改める。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式を次のように改める。

受給資格者証番号					
( )方 電話					
1 職業訓練法第2条第3項の 公共職業訓練	2 身体障害者雇用促進法第6 条の適応訓練				
3 雇用促進事業団法第19条第1項 第7号の講習					
(3) 期間	(4) 昼夜間の別 昼間・夜間				
年 月 日	(6) 終了予定年月日 年 月 日				
りのないことを証明する。					
月 日					
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印					
片道	キロメートル				
有 ・ 無	(2) 寄宿開始年月日 年 月 日				
名	受給資格者 との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
		才	有 ・ 無	同 居 ・ 別 居	
		才	有 ・ 無	同 居 ・ 別 居	
		才	有 ・ 無	同 居 ・ 別 居	
		才	有 ・ 無	同 居 ・ 別 居	
		才	有 ・ 無	同 居 ・ 別 居	
		才	有 ・ 無	同 居 ・ 別 居	
公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けるため上記のとおり公共職業訓練施設等に入所したので、失業者の退 給してください。					
受給資格者氏名					
受給期間及び給付日数の延長の認定					
年 月 日	認定願提出区分	郵 送	持 参		
年 月 日	給付残日数	日			





第十二号様式

第十二号様式を次のように改める。

失業者の退職手当の受給期間及び給付日数の延長願

① 受給資格者に関する事項	氏 名	受給資格者証番号					
	住所又は居所	( )方 電話					
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種 類	1 職業訓練法第2条第3項の公共職業訓練	2 身体障害者雇用促進法第6条の適応訓練	3 雇用促進事業団法第19条第1項第7号の講習			
	(2) 職 種	(3) 期 間	(4) 昼夜間の別 昼間・夜間				
	(5) 受講開始年月日	年 月 日	(6) 終了予定年月日	年 月 日			
	この欄の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印						
③ 通所に関する事項	(1) 通所距離	片道	キロメートル				
	(2) 通所の特別事情						
④ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所又は居所						
	(4) 家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				才	有・無	同居・別居	
				才	有・無	同居・別居	
				才	有・無	同居・別居	
			才	有・無	同居・別居		
		才	有・無	同居・別居			
⑤ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							
失業保険法第20条の3第1項に規定する場合の公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けるため上記のとおり公共職業訓練施設等に入所したので、失業者の退職手当の受給期間及び給付日数の延長について認定してください。 年 月 日							
任命権者	殿	受給資格者氏名		印			
※ 受給期間及び給付日数の延長の認定							
認定願受理日	年 月 日	認定願提出区分	郵 送	持 参			
受給資格満了日	年 月 日	給付残日数	日				
上記の願について受給期間及び給付日数の延長を下記のとおり認定する。							
受給期間満了日	年 月 日	延長給付日数	日				
認 定 者	合 議		主 査				

備考

- この願書には、受給資格者証を添えること。
- この願書に記載された事項に変更があったときは、すみやかに、任命権者に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 記入上の注意
  - ア ②欄の(2)には、③欄の(1)の距離が2キロメートル未満である者で有料の交通機関若しくは道路又は自転車その他の交通の用具を利用しなければ通所することが著しく困難な事情にあるものが、その事情を具体的に記入すること。その他の者は記入を要しないこと。
  - イ ④欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。
  - ウ ※印欄には、記入しないこと。

第十三号様式

受 付 欄	
管轄公共職業安定所長	任 命 権 者

第十三号様式を次のように改める。

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 証 明 書

① 証明対象期間		年 月		② 公共職業訓練等が行なわれなかった日			※ 処 理 欄					
実 績	④ 受給資格者証番号	⑤ 氏 名 印	③ 公共職業訓練等を受けなかった日			⑩ 備 考	失業保険金		技能習得手当		寄宿手当	
			⑦ 疾病又は負傷による場合	⑧ ⑦以外でやむを得ない理由がある場合	⑨ やむを得ない理由がない場合							
この欄の記載事実に戻りのないことを証明する。 年 月 日							(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印					

備考

- 1 この証明書は、管轄公共職業安定所の長に提示し、受付欄の押印を受けるとともに、支給願に失業の証明を受けること。
- 2 失業の証明を受けた支給願、受給受給資格者証及びこの証明書を任命権者に提出し失業の認定を受けること。
- 3 記入上の注意
  - ア ④欄及び⑤欄から⑩欄までは、該当する日を記入すること。
  - イ ⑩欄は、⑦欄から⑩欄までの日についての具体的事情その他必要な事項を記入すること。
  - ウ ※印欄には、記入しないこと。

第十四号様式中

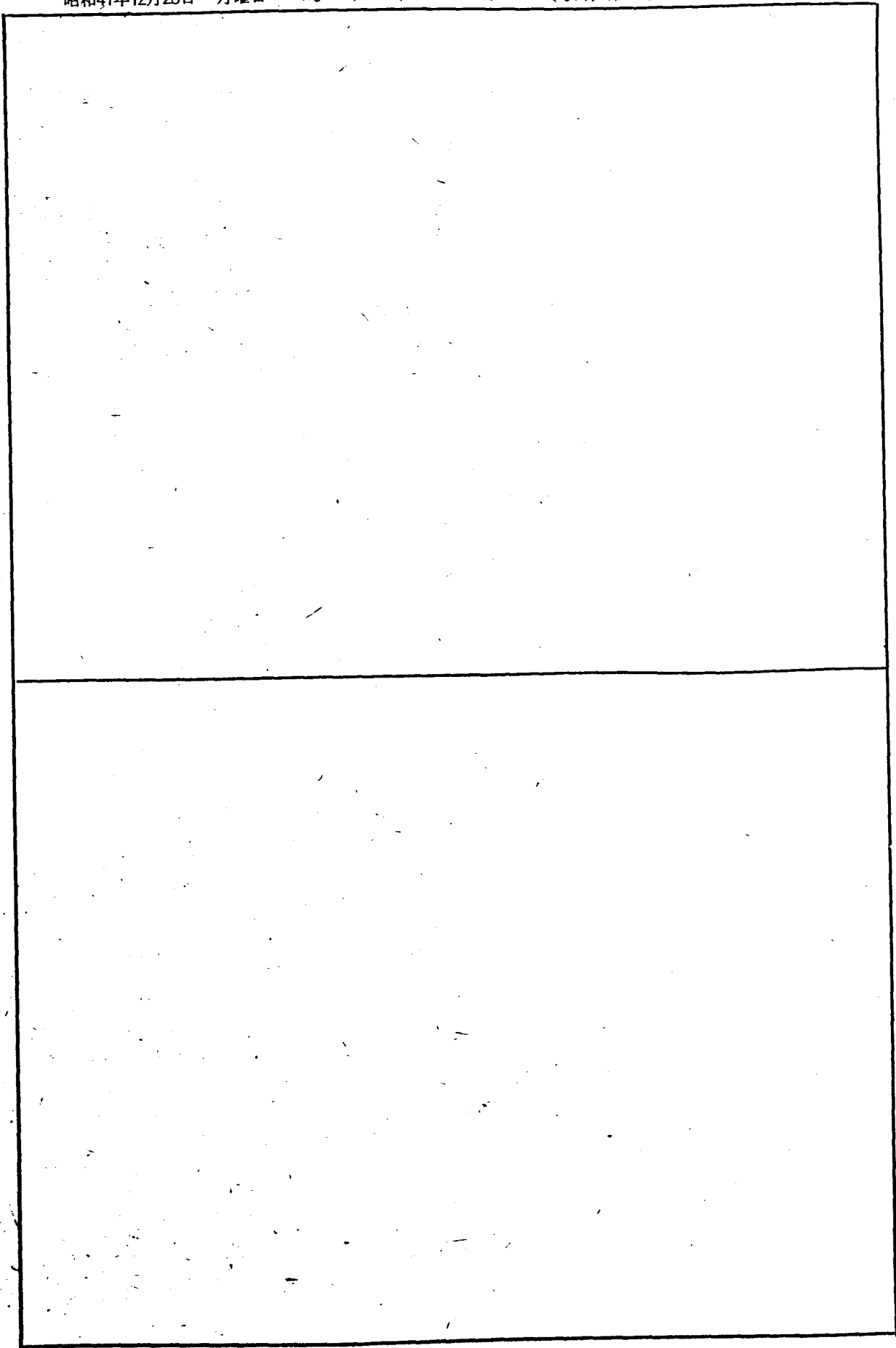
台帳番号

を

受給資格者証番号

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

する退職手当支給申請書		受給資格者 ④ 証 番 号	
② 性 別	男・女	③ 生年月日	明 大 昭 年 月 日
度			
日	年 月 日		
通	年 月 日	治ゆ、転医、中止、継続中	
き	年 月 日 から	日 間	
な	年 月 日 まで		
診療機関の所在地及び名称 電 話 局 番 日			
診療担当者氏名 ㊦			
を受	年 月 日から	年 月 日まで	日間
の支	年 月 日から	年 月 日まで	日間
退職手当の支給を申請する。 日			
申請者氏名 ㊦ 殿			
文	※ 支 給 残 日 数 (1)	※ 手 当 日 額	



第十四号の二様式

傷病給付金に相当する退職手当支給申請書				受給資格者 ④ 証 番 号	
申請者	① 氏 名	② 性 別 男・女	③ 生年月日	明 大 昭	年 月 日
診 療 担 当 者 の 証 明	⑤ 傷病の名称及びその程度				
	⑥ 初 診 年 月 日	年 月 日			
	⑦ 傷 病 の 経 過	年 月 日 治ゆ、転医、中止、継続中			
	⑧ 傷病のため職業につくことができなかったと認められる期間	年 月 日 から } 日 間 年 月 日 まで }			
支 給 申 請 期 間	⑨ 上記のとおり証明する。				
	診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 年 月 日 診療担当者氏名 ⑩				
支 給 申 請 期 間	⑪ 健康保険の傷病手当金等の支給を受けようとする期間				
	年 月 日から 年 月 日まで 日間				
支 給 申 請 期 間	⑫ 傷病給付金に相当する退職手当の支給を受けようとする期間				
	年 月 日から 年 月 日まで 日間				
上記により傷病給付金に相当する退職手当の支給を申請する。					
年 月 日					
任命権者 殿					
※ 基 準 日 数		※ 支 給 残 日 数 (1)		※ 手 当 日 額	
日		日		円	
※ 支 給 決 定 年 月 日		※ 支 給 金 額		※ 支 給 残 日 数 (2)	
年 月 日		円 日 分		日	
決 裁 者	合	議	主 査	※ 受 給 資 格 者 証 番 号	

備考

- この申請書は、任命権者に提出すること。
- この申請書には、受給資格者証を添えること。
- ⑩欄には、①欄の期間のうち健康保険法による傷病手当金のほか、次の給付を受けることができる場合には、その期間を記入すること。
  - 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償費
  - 船員法による傷病手当又は船員保険法による傷病手当金
  - 鳥取県職員公務災害補償に関する条例による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
  - 日雇労働者健康保険法による傷病手当金
  - 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - 国民健康保険法による傷病手当金
  - 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
- ※印欄には、記入しないこと。

第十五号様式中

※保険金日額

を

※手当日額

に

「10日以内」

を

「1月以内」

に改め、同様式の次に次の様式を加える。



第十五号の二様式

移 転 費 に 相 当 す る 退 職 手 当 支 給 申 請 書

① 受 給 資 格 者	氏 名		受 給 資 格 者 証 番 号									
	移 転 前 の 住 ( 居 ) 所											
	移 転 後 の 住 ( 居 ) 所											
② 就 職 先 の 事 業 所	名 称											
	所 在 地											
	紹介した公共職業安定所											
	この欄の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長 印											
③ 就 職 決 定 年 月 日	年 月 日	※ 雇 用 期 間										
④ 移 転 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	⑤ 乗 車 ( 船 ) の 場 所		⑥ 下 車 ( 船 ) の 場 所								
⑦ 移 転 する 者 の 氏 名	⑧ 生 年 月 日	⑨ 続 柄	※ 鉄 道 貨 物		※ 船 貨 物	※ 車 貨 物	※ 移 転 料		※ 計			
			距 離	運 賃	急行(準急)料金	計	距 離	運 賃		距 離	支 給 額	距 離
本 人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円		円
家 族												
※ 合 計										キロメートル	円	円
上記により移転費に相当する退職手当の支給を申請する。 年 月 日 任命権者 殿			※ 就 職 先 の 事 業 主 から 給 与 さ れ る 就 職 支 度 費 の 額									円
			※ 差 引 支 給 額									円
							受 給 資 格 者 氏 名					印
決 裁 者	合 議	主 査										

- 備考
- この申請書には、受給資格者を添えること。
  - ④欄には、移転のために出発する予定年月日を記入すること。
  - ⑦の家族欄には、随伴する同居の親族のうち受給資格者の収入によって生計を維持している者について記入すること。この場合には、その事実を証明するにたる書類を添えること。
  - ※印欄には、受給資格者において記入しないこと。



第十六号様式中「の台帳番号」を「番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の規定により交付した受給資格者証は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の規定に基づいて交付したものとみなす。

3 この規則施行の日前に就職するに至った場合の就職支度金の支給については、なお従前の例による。